

寒川町町税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年5月14日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町条例第 7 号

寒川町町税条例等の一部を改正する条例

(寒川町町税条例の一部改正)

第 1 条 寒川町町税条例(昭和 60 年寒川町条例第 16 号)の一部を次のように改正する。

附則第 11 項に次の 1 号を加える。

(11) 法附則第 62 条の条例で定める割合 零

附則第 18 項中「令和 2 年 9 月 30 日」を「令和 3 年 3 月 31 日」に改め、附則に次の 1 項を加える。

(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等)

23 第 7 条の 3 第 7 項の規定は、法附則第 59 条第 3 項において準用する法第 15 条の 2 第 8 項に規定する条例で定める期間について準用する。

(寒川町町税条例の一部改正)

第 2 条 寒川町町税条例の一部を次のように改正する。

附則第 11 項第 11 号中「第 62 条」を「第 64 条」に改め、附則に次の 1 項を加える。

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

24 法附則第 60 条第 3 項の条例で定めるものは、所得割の納税義務者が、前年中に新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和 2 年法律第 25 号)第 5 条第 4 項に規定する指定行事のうち、町長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄とする。

(寒川町町税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第 3 条 寒川町町税条例等の一部を改正する条例(令和元年寒川町条例第 5 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条のうち、寒川町町税条例附則の改正規定中「第 21 項」を「第 24 項」に、「第 22 項」を「第 25 項」に、「第 20 項」を「第 23 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。